資料⑤

石川県コンベンション誘致推進事業補助金に関する
よくあるお問い合わせ

（補助対象）

問１　補助対象となるコンベンションとはどのようなものですか。

答１　補助対象となるコンベンションとは、学会、会議、大会を言います。展示会、展覧会、スポーツ大会、コンクール、イベント、コンサートまたはそれに準ずるものは補助対象外となります。それぞれの具体的例は以下のとおりです。

- 展示会：商品等の見本市
- 展覧会：書道、陶芸、絵画、写真等
- スポーツ大会・競技会：各種プロ・アマチュアスポーツ、囲碁・将棋等
- コンクール：合唱、合奏、詩吟、ピアノ、よさこい、ダンス等
- コンサート:クラシック、歌謡等
- イベント：祭事、不特定多数の者が参集する催事

（会期）

問２「会期」はどのように考えればよいですか。

答２　コンベンション主催者が計画した行程において連続する２日間以上の催事があることが必要です。主催者が計画したエクスカーションや視察旅行も含みますが、主催者が公式な行程として計画せず、参加者が個々に県内観光に出向く場合には、会期日程に含みません。

なお、コンベンションの開始・終了時刻に特に条件はありません。

（例）１日目の午後から開始し、２日目の午前に終了する場合も対象となります。

（参加人数の数え方）

問３　参加人数のカウントは、どのように行いますか。

答３　会期中に石川県に来訪した県外参加者の実人数を報告してください。延べ人数ではないことに注意してください。オンラインのみでの参加者は除きます。

（参加者の範囲）

問４　参加人数はどの範囲の者を指しますか。

答４　参加者として主催者が名簿で証明できるコンベンション関係者を指します。

（外国人）

問５　「外国人」とは、どのような人を指しますか。

答５　コンベンション当日において、日本国外に居住する者を言い、国籍は問いません。

よって、本制度においては、留学生は「外国人」とは認められません。一方、日本国籍を有する海外在住の者は、「外国人」となります。

（持ち回り）

問６　開催順序が予め定められている持ち回りのものとはどのようなものですか。

答６　開催順序に関する明確なルールがあるかどうかで判断します。この際、過去の開催実績を提示いただき、誓約書を提出していただきます。

（端数処理）

問７　補助金の端数処理はどのように行われますか。

答７　千円未満切り捨てとなります。

（コンベンション開催に係る経費）

問８　収支予算(決算)には、どのような経費を記載したらよいですか。

答８　懇親会等に係る経費等も含め、「コンベンション開催に係る経費」はすべて記載してください。ただし、下記のように主として当該コンベンションの開催のためではない経費は、「コンベンション開催に係る経費」には含みません。

（例）学会事務局プロパー職員の人件費日割分や、たまたまコンベンションの開催に合わせて購入し今後も継続して使用予定のプロジェクターなどの備品購入費。

（収支が一致する額）

問９　収支決算上、収入が支出を上回った場合、補助金額はどうなりますか。

答９　収支が一致する額が補助金交付の上限となります。仮に、32 万円の交付決定がなされていた場合（金沢市補助金との合計は 48 万円）でも、収支決算上 9 万円の黒字が生じた際には、県と金沢市を合計した補助金額は 39 万円となり、県の交付額は 26 万円となります。

（例）金沢市内の会場で開催した場合

■収入（円）

県補助金（交付決定額）	320,000	…①
金沢市補助金	160,000	…②
会費	2,100,000	
合計	2,580,000	

■支出（円）

人件費	500,000
運営費	1,040,000
会場借上費	950,000
合計	2,490,000

収入が支出を上回っている額＝90,000 円…③

県と金沢市を合計した補助金額の上限＝（①＋②）－③＝390,000 円

→県と金沢市の補助割合は２：１であることから、県は 26 万円、金沢市は 13 万円となる。

（シャトルバス補助）

問 10　シャトルバス借上げ経費に掛かる補助はどのような場合に対象になりますか。

答 10　下記のとおりです。（モデル図参照）

①対象コンベンション

県外参加人数が１，０００人以上のコンベンション

②対象となるバス

コンベンションの会場（主会場、サテライト会場）、懇親会会場、宿泊施設、公共交通機関ターミナル等を往復するバス。参加者の居住地から、本県への移動手段としてのバスは対象になりません。（※会場等が分散するために係る経費とは認められないため）

③能登加賀宿泊追加補助との重複について

金沢市内と能登・加賀エリアの宿泊施設間の移動手段としてのバスの場合、バス助成もしくは能登加賀宿泊追加補助のどちらかのメニューしか利用できません。

【参考】

〇補助金額

・実際にバス借上げに要した経費の 1/3(千円未満切り捨て)

・上限額は 1,000 千円

〇必要書類

要望、申請の際には、バスの見積書の写しと運行経路図の提出が必要です。実績報告の際は、請求書又は領収書の写し及び運行経路図の提出が必要です。

▼モデル図

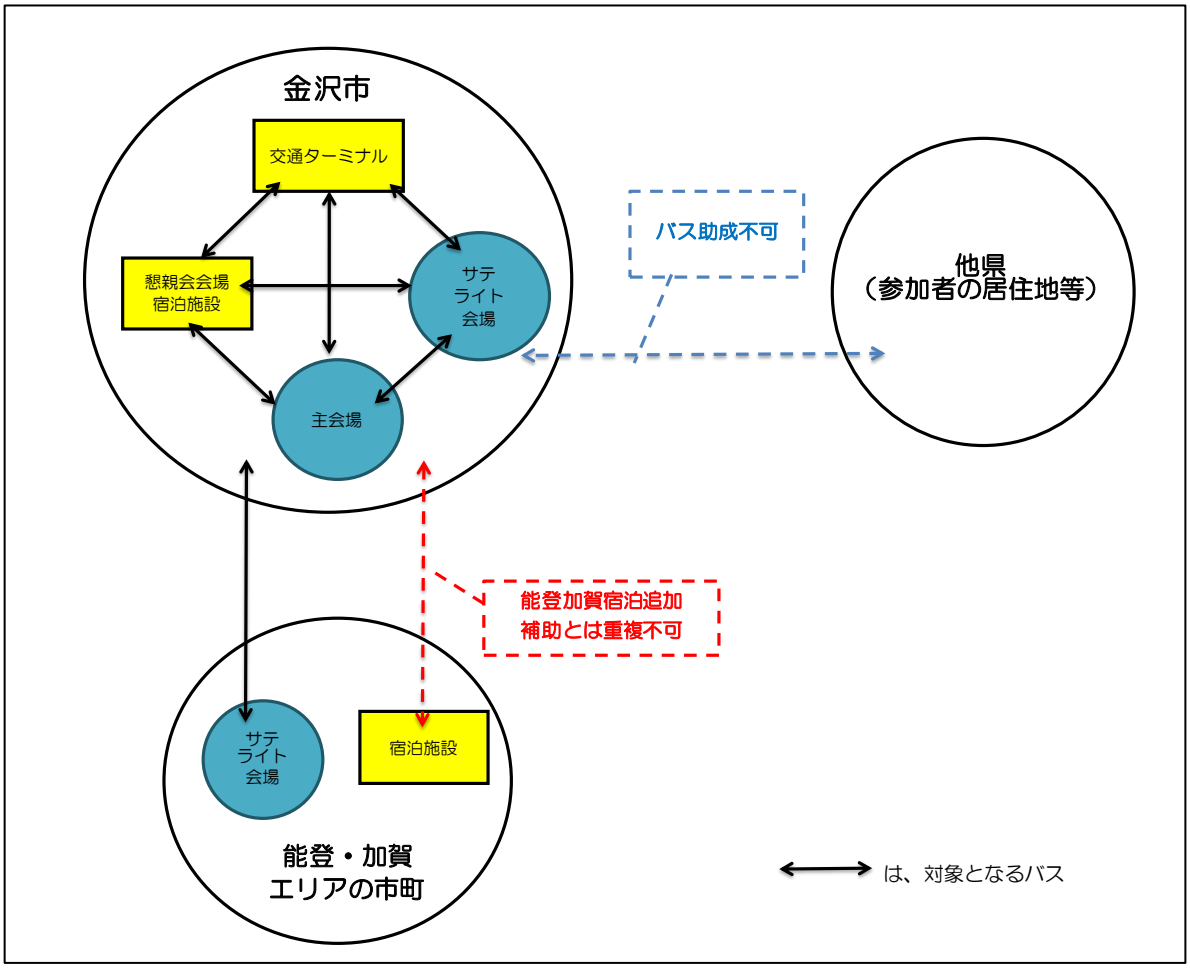

（能登加賀宿泊追加補助）

問 11　能登加賀宿泊追加補助は、どのような場合に対象となりますか。

答 11　下記のとおりです。(モデル図参照)

①対象コンベンション

金沢市を主会場とする、県外参加人数が 1,000 人以上のコンベンション

②対象となる者

能登・加賀エリア（金沢市以外）に宿泊する者

③補助金額

- 1,000 円×宿泊人数分
- 上限 500 千円
- 補助対象は１人１泊分のみ

【参考】

〇必要書類

実績報告の際には、宿泊証明書又は宿泊者名簿の提出が必要です。宿泊証明書は、各宿泊施設が発行するものです。宿泊証明書の代わりに主催者が宿泊者名簿を提出する場合には、(1)氏名(2)都道府県名(外国人参加者にあっては居住国または地域)(3)宿泊施設(4)宿泊施設所在市町(5)宿泊日を記載してください。

〇県内宿泊施設（金沢市以外の能登加賀地域）への移動手段としてシャトルバス補助を受ける場合には、能登加賀宿泊追加補助は重複して利用できません。

▼モデル図

（例）
・県外参加者1,200人規模の全国大会
・会期が3日間
・金沢市が主会場　　の場合

		1日目	2日目	3日目
全体参加者		200人	1,200人	30人
	うち加賀・能登宿泊者	50人	300人	30人

■手順１：補助対象は1人1泊分のみなので、どこを対象としてカウントするか整理

		１日目	２日目	３日目	追加助成分の宿泊カウント
1	Aさん		加賀市		加賀市分
2	Bさん		金沢市	七尾市	七尾市分
3	Cさん	加賀市	加賀市		加賀市に2泊のためどちらか1泊分 →1日目宿泊分を選択
4	Dさん		加賀市	七尾市	加賀市分か七尾市分のどちらか1泊 →七尾市を選択
5	Eさん		七尾市	七尾市	七尾市に2泊のためどちらか1泊分 →3日目宿泊分を選択
…	・・・		金沢市		×
1200	XXさん		金沢市		×

■手順２：上記で確定させた人数を集計

	1日目	2日目	3日目	延べ人数計 （うち追加助成対象者）	考え方
金沢市	150	900	0	1,050	
加賀市	50 (50)	200 (150)	0	250 (200)	・2日目加賀市宿泊の200人のうち、30人は1日目と2日目が加賀市連泊のため、1日目分をカウント（例:Cさん） ・2日目加賀市宿泊の200人のうち、20人は2日目が加賀市、3日目が七尾市宿泊のため、3日目の七尾市を選択（例:Dさん）
七尾市	0	100 (70)	30 (30)	130 (100)	・2日目七尾市宿泊の100人のうち、30人は2日目と3日目が七尾市連泊のため、3日目をカウント（例:Eさん）
計	200 (50)	1,200 (220)	30 (30)	1,430 (300)	

①基本補助
　期間中の県外参加者実人数　1,200人　　960千円
②追加補助
　加賀市　200人×1,000円＝200千円
　七尾市　100人×1,000円＝100千円

補助額合計
1,260千円

（参加者名簿）

問 12　実績報告の際に提出する参加者名簿に必要な記載事項は何ですか。

答 12　県外参加者の人数を証明いただくため、①氏名、②都道府県名（外国人参加者の場合には居住国または地域）の記載が必要です。

（交付手続きの流れ）

問 13　補助金が交付されるまでの手続きはどのようになっていますか。

答 13　下記のとおりです。手続きに必要な書類は別紙をご参照ください。

〇要望→内示（第１段階）

・原則として前年度の９月末までに要望書を提出してください。
・要望書による要望額をもとに補助金の算定を行い、コンベンション開催前年度の３月下旬をめどに申請者へ内示を行います。内示額が補助金額の上限となります。

〇申請→交付決定（第２段階）

・コンベンション開催約１か月前までに、申請書を提出してください。
・交付決定額は、先の内示額の範囲内となります。
・申請額が、内示額を下回っている場合は、この申請額を交付の上限とします。

〇変更申請→変更交付決定
・必要な場合のみ

〇実績報告→額の確定（第３段階）

①基本補助：参加人数の減少により補助金額が減少する場合は減額（人数区分の変更）
②バス補助：実績に応じて精算
③能登加賀宿泊追加補助：実績に応じて精算

なお、実績で人数や、シャトルバス借上げに係る経費が増加した場合であっても、交付決定額より増額することはありません。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2"></th><th colspan="6">手続き</th></tr>
<tr><th>要望</th><th>申請</th><th>変更申請</th><th rowspan="5">コンベンション開催</th><th>実績報告</th><th>請求</th></tr>
<tr><td rowspan="4">補助メニュー</td><td>基本補助</td><td>・要望書（誓約書含む）
・団体の会則及び規則等
・前回コンベンションの概要資料</td><td>・交付申請書（誓約書含む）
・今回コンベンションの概要資料
・債権者登録用紙（場合によっては委任状）
・データ使用の可否について（別紙様式）</td><td>・変更申請書</td><td>・実績報告書
・今回コンベンションの資料
・参加者名簿（氏名、都道府県。外国人は居住国）
・コンベンション実施風景写真</td><td rowspan="4">請求書</td></tr>
<tr><td>バス補助</td><td>・シャトルバス見積書の写し
・シャトルバス運行予定経路</td><td>・シャトルバス見積書の写し
・シャトルバス運行予定経路</td><td></td><td>・シャトルバス請求書又は領収書の写し
・シャトルバス運行実績経路</td></tr>
<tr><td>能登加賀宿泊追加補助</td><td>・宿泊予定者数及び宿泊予定市町（要望書に記載）</td><td>・宿泊予定者数及び宿泊予定市町（申請書に記載）</td><td></td><td>・宿泊証明（宿泊施設が発行）
又は
・宿泊者名簿（氏名、都道府県名、宿泊施設、宿泊市町、宿泊日を記載）</td></tr>
<tr><td>国際コンベンション認定書類</td><td>・外国人数の報告（要望書に記載）
・参加者募集のためのＨＰの写しや通知文書（その時点で提出可能であれば）
・過去のコンベンションの開催国情報（要望書に記載欄有）</td><td>・外国人数の報告（申請書に記載）
・参加者募集のためのＨＰの写しや通知文書
・過去のコンベンションの開催国情報（申請書に記載欄有）</td><td></td><td>・外国人参加者名簿（基本補助用名簿と一緒に）</td></tr>
</table>

（変更申請）

問 14　変更申請はどのような場合に必要ですか。

答 14　下記の場合に、変更申請が必要となります。

①補助対象コンベンションの主催者、名称又は開催期間に変更がある場合

②国際から国内にコンベンション区分が変更になる場合（国内から国際は変更不可）

③県外参加者 1,000 人以上のコンベンションについては、補助予定額が 20%以上減となる場合。

（補助予定額が増となる見込みの場合は、変更申請は不要。補助額が交付決定額から増額することはありません。）

なお、1,000 人未満のコンベンションについては、変更申請は不要です。

④補助事業に要する経費（＝事業費）の総額が 20%を超えて増減する場合。